

第3章 「明治教育」の生成

はじめに

第2章で紹介したように学校で子ども達が「一定の教育目的のもとで」「組織的・計画的」に教育を受けている。それでは、文部科学省が担つていて「教育」とは何であろうか。しかしながら、「日本国憲法」もそうだが、教育関係法では「教育」の定義をしていない。定義されていない「教育」が実施されているということは、実施する者の意により教育が変わることが公認されているといえる。これでは教育が政争の具になるのは必然であろう。

法令では確定していないので辞書を見てみよう。『広辞苑』（第5版・一九九八年）は次のように定義している。

きょう・いく【教育】①教えること。人を教えて知能をつけること。人間に他か

ら意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動。「新人を
ーする」「学校ー」「社会ー」「家庭ー」②ーを受けた実績。「ーのない人」

このような定義が今日のわが国民が認める「教育」の考え方なのであろうか。「教育」として①の最初と二番目までは多くの人が思いつくと思われるが、しかし、三番目の「人間に他から意図をもって働きかけ、望ましい姿に変化させ、価値を実現する活動。」という定義を国民は納得するのだろうか。

一方、『広辞苑』に示されたような「教育」に関する業務を政府・文部科学省は実施しているのだろうか。ちなみに、「日本国憲法」にある「教育を受ける権利」に『広辞苑』の教育の定義を当てはめると

「他から意図をもって働きかけられ、望ましい姿に変化させられ、価値を実現される」権利

となる。このような教育を国民は果たして望んでいるのだろうか。「他」が父兄自身であれば良いが（父兄でも問題になりうるが）、多くはそうではないはずである。「他」とは学校教育を受ける場合、直接的には教師であるが、権限的には政府・文部科学省であろう。この『広辞苑』の定義と、国民の期待が同じとは思えない。『広辞苑』はわが国を代表

する国語辞典であるが、この「教育」の定義は国民の期待を代弁しているように思われない。すると、「教育」の捉え方は何かがおかしいのではなかろうか。

ところで、辞典のような定義に対し、教育研究者の多くは「教育は教えることではない」という。そして、その根拠を、"Education" の語源として "educere" に求めている。即ち、「教育とは能力を引き出すことである」とする。しかし、「能力を引き出すこと」であれば「教育」という文字は不適切であり、そのいみの言葉は「能力開発」であろう。それらは、「教育」の定義ではなく "Education" の説明である。

百歩譲って、「教育」は能力を引き出すこと、としても疑問が残る。なぜなら、昭和11年版の『教育学辞典』(岩波書店)は「引き出す」の説明は最初の紹介者が誤った語源から引き出したという学説がある、と解説している。その後この解説を覆した研究はないようである。教育学分野では最も詳細に「教育」を分析されたのは森昭氏だと思うが、教育行政として「教育」を利用した経過が明らかではない。

「教育」に関する見解は様々あるが、本章では「教育」の言葉がどのようにして成立し、その意味をどのように理解しているのか、また、その変化があつたのか、如何にしてわが国において利用されるようになったかについて明らかにしてみたい。

1. 孟子が創った「教育」は国王の“樂しみ”だった

「教育」という文字は漢字である。つまり、この文字は中国から来た中国語である。正式には「漢語」であるが、本書では一般的用語として「中国語」を用いる。

俵木浩太郎氏が述べているように、孔子(紀元前五五二～四七九)の「論語」には「教」はあるが、「育」はない。この意味は孔子の時代には「教育」は無かつたということである。ちなみに、「教」の文字の偏は大人が子供に何かをすることを表しているが、「ぼくづくり」の「父」の象形文字は「

「教」の偏の「孝」は「

「教育」という言葉は周知のように孟子が最初に「教」と「育」を結びつけて合成したのであった。それは

孟子曰、君子有三樂、而王天下不與存焉、父母俱存、兄弟無故、一樂也、仰不愧於天、俯不怍於人、二樂也、得天下英才而教育之、三樂也、君子有三樂、

而王天下不與存焉

のよう君子の三樂の一つとしたのであった。

この第三の意味は「天下の秀才を門人として教育し、これを立派な人物に育てあげることが、第三の楽しみである。」という。このような解説は必ず教育研究者の著書に紹介される。

しかし、この解説にある「門人」の意味が不明である。また、この時の「教育」とは、君子（國の王）が國を強大にするためには、どうすべきかと議論する文脈であり、君子の役割を提案したものである。すなわち、ここでの教育は「育才」の意であり、今日的意味での「教育」ではないはずである。

いずれにしろ、孟子は「教育」を國王の役割として創ったのであった。それは國王の“楽しみ”としての役割だったのである。もともと、『楽しみ』とは國王の“理想”を成就するための期待をいっているはずである。

それでは、その後中国では「教育」をどのように使用していたのであろうか。王智新氏の研究から以下に簡単に紹介してみよう。

2. 中国では「教育」は使われなかつた

「孟子」以降、中国の一般社会では「教育」は使われなかつた。例えば、紀元前一〇〇年頃、後漢の許慎撰『說文解字』が出版された。これは中国最古の部首別字書、中国文字学の基本的古典（15巻）であり、漢字九千余字を五四〇の部首により分類し、六書の説により字形の成り立ちを説明、解説したものという。この中で、「教」の意味を「教、上所施下所効也；育、養子使作善也。」としている。即ち、オーソドックスな解釈では「大人が教え、子どもがこれを学んで善い方向へ伸び育つようにする」ということである。また、上の説明中「上」とは行政上の上位者が下位者への指示という色彩が強いという指摘もある、という。

そして中国の古典の中では、孟子が使つたような「教育」の用例はずっと時代が下つて宋朝一〇世紀頃に一例「又安暇先之以教育、漸之以德義乎」（『岳州学記』宋・尹洙）を見るのみであるという。

また一七八九年に、『四庫全書總目提要』が完成したが、この三、四六一種類、七九、三〇九巻の書籍には、「教育」という言葉の付いた書名はない。さらに、膨大な量に上る提要（解説書）にも、「教育」という言葉は使用されていないという。このように、「教育」を孟子が創った後は永い間中国では使用されなかつたのである。このことは「教育」が國王の「楽しみ」であり、庶民のための営みではないと理解されていたためであろう。

しかし、今日では中国でも「教育」は使用されている。上に紹介したような事実から、今日中国で使用されている「教育」は、孟子が創った「教育」ではないということになる。このことはわが国ではほとんど知られていない。つまり、中国で使われている「教育」を孟子の「教育」としてわが国では理解しているのである。

それでは、今日の中国での「教育」はどうにして使用されるようになったのであるうか。その前に、日本での使用例を紹介しておきたい。

3. 日本での「教育」の使用

孟子の学問は孔子を受け継いだ儒学としてわが国にも伝わり、当然、その学問の中で「教育」も用いられていたことが想像される。

文献で明確に残っているのは、一二世紀に藤原孝範が書いた『明文抄』のようである。そして、江戸時代の漢学者中江藤樹（一六〇四～四八）が『論語解』を著し、その中に「教育」を紹介している。中江以後も幾人かの学者の著作の中に「教育」が表れている。また、一七九六年には時の徳川幕府の公文書に「教育」という用語が用いられている。この後「教育」の語がわが国で普及したと言える。

上のように江戸時代に用いられた「教育」は儒教の精神により使用されていた。ただ、

それは支配階級だけに用いられ、「自分が修養をつんで得を身につけ、周囲に影響を及ぼす」という自動詞としての意味であった、という。これに対して、明治以降の「教育」は当然ながら、人民を対象に用いられ、政府が行う他動詞としてのそれであることは明らかである。

しかし、明治になつて直ちに一般庶民が「教育」を理解するまでは至つていなかつたはずである。類義語は江戸時代は「文学」であり、第2章で述べたように明治五年の「学制」では「学問」であつたからである。わが国中に「教育」が浸透したのは何がきっかけであつただろうか。

「教育」を用いた最初の教育法令は、「学制」を廃止して新たに一八七九（明治12）年に制定した「教育令」である。「学制」を「教育令」に変更した背景は次のようにいわれている。

当時文部大輔であった田中不二麻呂は米国フィラデルフィアの大博覧会等の視察の結果から、「学制はとかく画一の規定にして干渉に過ぐるとの論難とに依て」「学制」を改正することにしたという。しかし、第一次の「教育令」は「政府始め一般の人が、西洋に沈醉したる傾あるから、之を矯正せねばならぬ、又我が國粹は、宜しく保存せねばならぬ、と云ふことの世論が、中々囂々として喧しかつた」ため、「教育の方針も一変して、生徒

の教養上、明かに忠孝彝倫の道を以て主義とすることを発表された。」という。その後次第に、教育に関する統制が強化されることになる。特に、翌年の改正「教育令」による統制が決定的であった。これ以後、教育の実施に関する様々な体系が整備されるが、それは國家の教育としての体系统化であった。

「教育」と「学問」の区別を明確に打ち出したのは、初代文部大臣の森有礼であり、「第三次」の「教育令」（一八八五年～明治18年）を公布した時である。その時、それまでの「学問」と「教育」の使い分けのあいまいさを戒めたのである。つまり、国家が国民に要求する教育と学問の種類と程度のあり方と同時に、逆に国民が自分のためにする学問に対して国が行う補助の程度のあり方について検討が始まつたのである。なお、第三次の「教育令」について、教育学研究書においては教育が強制・強化された、との評価が一般的であるが、教育が強化されたというよりも、学問を排斥したことの意味が重要である。

これと連動すると考えられるのは、第5章で紹介する教部省に設けられていた「教導職」がその1年前の一八八四（明治17）年に廃止されたことである。この廃止は、「教育」は文部省の所管とし、それと紛らわしい「教導」を行政用語から廃したのではなかろうか。しかしながら、当時の一般庶民の理解は「学問」の語が一般的だった。例えば、「浮雲」におけるお勢さんの母親の「立身出世すればこそ学問だ」と文三さんをなじつた時の言葉

に表れている。それは一八八七年（明治20）年であった。

このような社会的な事情を考慮すると、国民に「教育」に関する観念を決定的に植え付けた要因は一八九〇（明治23）年10月31日に「下賜」された「教育勅語」であろう。しかし、「勅語」の「下賜」によって国民にただちに「教育」が普及した、ということではない。「勅語」の「下賜」と「教育」の国民への浸透のためには別の方法が必要であった。

まず、「勅語」は天皇の言葉であり、法令のように名称が付いているわけではない。その「勅語」を「教育に関する勅語」「教育勅語」（以下「勅語」という）と名付けたことは「教育」観念を日本的に形成しようとした政府の意図だった。このことは、後に紹介するが、「勅語」の公式解釈者であった井上哲治郎が『勅語衍義』を一八九九（明治32）年に贈呈発行した版に掲載した訳語のタイトルでは、単に "IMPERIAL DECREE." としていたことをみても分かる。また、一九〇七年（明治40）年に文部省が交付した当初の「勅語」の「官定英訳」では、タイトルを付けず "Know ye, Our subjects." と書き出していた事からもわかる。

「勅語」に用いられている「教育」はただの一回であり、それは臣民としての「忠孝」の意味であった。勅語の内容からすれば「德育に関する勅語」というのが正しかったはずである。

その理由の第一は、「勅語」の検討は、地方長官会議での「德育涵養ノ義ニ付建議」に始まつたためであり、第二に、初期の原案には「德育の大旨」との題名があつたことがあり、第三に、「勅語」の検討の過程で「教育」は「教養」という言葉に変更されたこともあるからである。例えば、明治39年11月5日に発行された『教育時論』では、「教育勅語」と題する「時事寓感」を掲載し、「實に明治の精神教育は、之を須つて、始めて能く行われたりといふべし。」と述べていたのである。

さらに、「勅語」には、「以テ知能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ」という言葉があるが、これは「教育」を当てず「学ヲ修メ」という言葉を当てている。このように、「勅語」は「勅語」独特的の「教育」観を形成しようとしていたのである。

そのような内容を「教育勅語」と名付けたことは、明らかに「教育」概念を日本的に再編・普及しようとしたといえよう。そして「勅語」はこのような「教育」に対するイメージをあらゆる日本人に植え付けたのである。それはどのようにして植え付けられたのであろうか。

そのことを新聞の報道で見てみよう。例えば、下賜された翌日に『読売新聞』（東京版）では、その冒頭に「官令」として「勅語」を紹介している。しかし、「勅語」に関する解説等の記事は全くない。しかも、その後も「勅語」に対する社説等も掲載されていない。

また、大阪で一八七九（明治12）年に創刊され、東京でも一八八八（明治21）年に発行された『朝日新聞』では「勅語」の解説がなされている。この内容については稻田正次氏が詳しく紹介しているが、その記事をどれほどの人が読んだかを推計してみよう。

『朝日新聞』は、一八九〇（明治23）年には30銭で東京で三〇、〇〇〇部、大阪で五一、二〇〇部、計八万余部の発行であり、これは、今日の八〇〇万余部の一〇〇分の一である。これから人口を割った普及率を求めてみよう。当時の人口は三、九九〇万人と推計されており、一八七二（明治5）年の一戸当たり家族四・六六人で割ると、八五六万世帯になる。つまり、全国平均で一〇〇戸に一戸の割でしか『朝日新聞』を購読していなかったことになる。

今日のように全国に発送できないはずであるから、東京だけに限定してみよう。明治5年の東京都の人口に占める比率六・九%を掛けると二七六・五万人である。また、明治5年の東京都の人口と世帯数との関係は一戸当たり三・九四人であり、この人数で東京の人

口を割ると、七〇・二万世帯となる。人口の都会集中化は今日のようには進んでいないと思われる。また、もちろん今日の東京都の区域とは異なる。さらに、東京本社の新聞が何処まで配布されていたか不明であるが、東京の世帯数を基として求めると、『朝日新聞』の普及率は、高く見積もっても23戸に一戸の比率に過ぎないことが分かる。つまり、東京での購読率は4%強に過ぎない。

『朝日新聞』の他に『読売新聞』等が発行されていたが、上の比率が一桁になることはないだろう。今日のように輸送機関が発達していない当時、地方での新聞普及率はさらに低かったはずである。わが国で発生した津波・原発事故を翌日には世界中の人々が新聞で詳しく述べる、というような状況は当時はなかった。新聞の方は未だ国民の認識を変えるまでにはなっていなかつたといえよう。

ラジオ放送の開始は一九二五（大正14）年であり、社会の出来事を知る機会として新聞の役割は大きかつたはずである。しかし、新聞の普及率から見ると、「勅語」の「下賜」で国民は「勅語」を知ったとはいえないだろう。それでは、「教育」はどういうに国民に浸透したのだろうか。

4. 人民への「教育」の浸透

ラジオが未だ放送されていらず、新聞も普及していなかつた当時、国民は「勅語」をどのように認識したのであらうか。「勅語」の国民への浸透は、その「奉読」を聞くことによって「教育」の何たるかを理解したと想像される。つまり教育に関する「勅語」が「下賜」された翌日次のような訓辞が発せられた。

「勅語奉体ニ閃スル文部大臣訓辞」

謹テ惟フニ我力

天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク

勅語ヲ下タシタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ嚮フ所ヲ憲ランコ

トヲ恐ル今

勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ

勅語ノ體本ヲ作り普ク之ヲ全国ノ学校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ

聖意ヲ奉体シテ研磨薰陶ノ努ヲ怠ラセルヘク殊ニ学校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生

徒ヲ会集シテ

勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄諄告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

上の「訓辞」に見るよう、「勅語」では1回しか使用されていなかった。「教育」が、「勅語」より短いこの訓示では2回も使用され、「天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ」とあるように、「勅語」が「教育」に関する内容であることを意味づけようとしていたことが分かる。

こうして、「勅語」は次の絵のように機会あることに校長により生徒全員の前で朗読された。小学校の高学年になると空で暗唱出来なければならなかつたといふ。学校によっては一年生から暗写できなければならなかつたといふ。

例えば、敦賀高等小学校長の福島治三

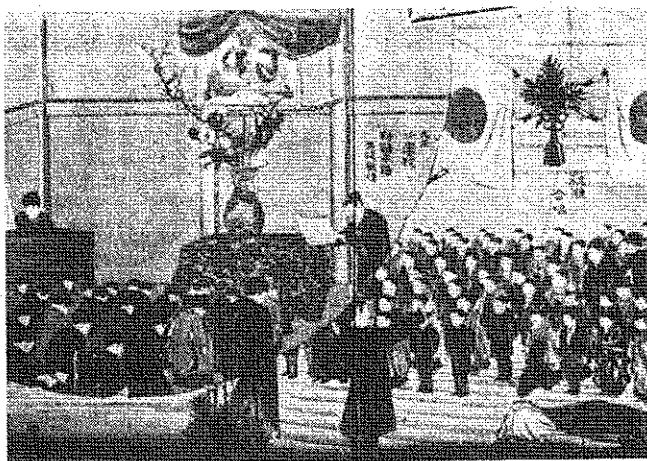
郎によれば、児童537名中、315字を「完全に暗写し得たるもの47名なり。」という。その学

年別を見ると、1年6名、2年13名、3年16名、4年12名である。この結果に対し、「児童は未だ容易に暗誦と暗写とを能くするの域に達しがる」としながら、「十月三十日には必ず全児童に之を暗写せしめ」とことを誓っている(『教育時論814号』、「勅語の暗誦と暗写」、明治40年11月25日)。明治時代に義務教育が未だ4年制であった頃の少年が70歳になつても「勅語」をそらんじていたというような話は「勅語」奉読の影響の大きさを意味しているといえよう。

第1章で述べたように、明治三十年代には文部省の廃止論が起つた。政策的に弱かつた文部省が批判されたのであるが、その批判をかわし、文部省の強化策に「勅語」を利用したことは十分に予想される。

「勅語」の奉読と児童への暗唱の強制によって「教育」という言葉は人民に次第に浸透したはずである。その「教育」とは「勅語」の内容が意味するよう、「徳性」に関することであった。「勅語」は学校で覚えさせられ、宿題として児童は父母の仕事の横で復唱したことであろう。父母達も「教育勅語」という名称と、それが庶民にとって重要な内容を含んでいるのであろう、と思つたに違ひない。

国民は「教育」を「克ク忠ニ克孝ニ億兆心ヲニシテ世々厥ノ美ヲ済セルハ此レ我カ國体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦莫ニ此ニ存ス」として理解したはずである。つまり、「天皇



「教育勅語」の“奉読”

の臣民」として「忠孝をつくす」こととしてである。

これと類似したことが今日の社会主義国の中國で起きている。つまり、天皇と同じ位置にある中国共産黨の指導を受ける中国公民に対する教育である。「朝日新聞」は二〇一一年一月六日の国際面で「中国・重慶『革命歌を歌おう』」という記事を紹介している。つまり、革命歌を歌わせることは、建国の問題意識を子ども達に持たせる上で、「教育上効果は大きい」と学校関係者は語っているのだ。

革命歌を歌わせることにより、ある考え方を何らかの方向に導くことは教化であろう。中國では歌による教化を教育だと言っているのである。明治以降のわが國の教育における「教育勅語」の役割と同じだと言えよう。

「教育」は教化の作用と何も変わらないと言えば言い過ぎとすれば、極めて近い行為であることが紹介されたわけである。紹介された意味をより深めねばならない記事だと言えよう。記事は中国だけの問題のようにわが国のことと憂えていないのが、このことがむしろ恐ろしいことだ。『朝日新聞』の元旦以来の教育の特集では、元旦の「教えずに教える」のタイトルのように「非教育」を紹介する特集があるが、教育の本質にせまることにはなっていない。

中国の憲法には「公民は、教育を受ける権利及び義務を有する」となつており、「義務」

は社会主義国だから当然として、「教育を受ける権利」も根本的に再検討すべきなのではなかろうか。つまり、わが国の「教育」に関する規定でもあるからだ。

天皇のための臣民を育成しようとした「勅語」の発布を牽制して、福沢諭吉は「文明教育論」を著している。その中で福沢はこの批判の意図を、『福翁自伝』に次のように述べている。

国会開設は明治23年と予約して色々の改革を施す中にも、従前の教育法を改めていわゆる儒教主義を復活せしめ、文部省も一時妙な風になつて来て、その風が全国隅々までも靡かして、十何年後の今日に至るまで政府の人もその始末に当惑しているでしょう。およそ当時の政変は政府人の癡狂ともいうような有様

であった、と。「文明教育論」を著した福沢の意図は、「勅語」への復古主義に対する批判であったことは明らかである。

この背景として、森有礼は伊勢神宮参拝の際の不敬の嫌疑で明治憲法発布の日に暗殺されたことがある。その後、「勅語」は伊藤博文総理大臣の下ではなく、山縣有朋総理大臣の体制の下で、下賜されたことも注目される。

漢字で著された文字・言葉を、日本人は直ぐ中国語に起源がある、と考えるが、漢字が日本に渡来したのは千数百年前であり、その後は日本独自の解釈が行われていることは想

像に難くない。このことは「教育」についても例外ではないはずである。これまで、日本では「教育」を孟子の言葉として紹介しているが、それは十分な解説ではないことが分かる。「教育」は孟子のそれではなく、日本の的な意味が込められているのである。

つまり、日本では「教育」を独自に解釈し、新しい意味を付与して、日本語として定着・利用してきたといえよう。例えば、「勉強」は中国では、関西で使用されていた「勉強しませ!」という売り手の掛け声である”いやなことを無理矢理する”、つまり”値を負ける”と言いう意味で使用されていたのである。一方、それを含意する意味は江戸時代までは「勉学」が中心であつたが、今日では「勉強」が一般的に用いられている。明治以降に「勉強」が使用されるようになつた背景は、「学問」から「教育」に変わったため、「勉学」から「勉教」にすべきだった。しかし、「教育」を実施するのは政府であり、「勉学」の代わりとして「勉教」は適切ではない。そこで、「キヨウ」の音が「教」と同じ「強」が望ましいために借用語として「勉強」に次第に代わつたのではないかろうか。

以上のような「勅語」の精神により「教育」が検討され、成立したのであり、今日の「教育」も戦前の「教育」概念を引き継いでいると言えよう。

第1章で紹介したが、大隈重信が明治36（一九〇三）年に、文部省廢止論を批判して演説を行つたが、その中では「学問」は使われず、「教育」を担当する行政府として文部省

の必要性を力説していた。大隈は、明治5（一八七二）年の学問のための「学制」を施行する重要な働きをしたが、30年を経て、大隈でさえ「学問」から「教育」へ回心していたのである。

なお、西園寺公望が二回目の文部大臣となつた一八九八（明治31）年頃、天皇の承認を得て改訂版としての「新教育勅語案」を作成したが、日の目を見るとはなかつた。その絆縛を簡単に岩井忠熊が紹介している。「新教育勅語案」は「教育ハ盛衰治乱ノ係ル所ニシテ國家百年ノ大猷ト相ヒ伴ハザル可カラズ。」と始まり、「学術技芸ヲ鍊磨シ」や、「教育ノ大義」、「女子ノ教育」を記し、「教育ノ方向ヲ誤ルコトナキヲ勉メヨ。」で終わつていふ。このように、「教育」の言葉を4回用いて、まさに「天皇の教育」としての勅語案を記して教育の重要性を強調している。この西園寺の「非国体主義」的な勅語案にも無論タイトルは付いていない。しかしながら、この案が正式に議論されることはなく、まして西園寺の理念が体制の方向を転換する力にならなかつたのは明白である。むしろ「教育勅語」の体制は強化され、悲劇を迎えたことは周知の通りである。

ただ、「明治教育」は未だ完全ではなかつた。それは第5章で述べるように、「教育勅語」の「教育」と“Education”とを同定することにより完成するのであつた。“Education”には必ず職業的概念が入るが、この点でもわが国の教育は職業を忌避する立身出世として

の教育の観念が人民に浸透したといえる。

このような経過により、「明治教育」は生成したのである。問題はその教育には職業教育が含まれなかつたことである。逆に日本の徳性教育が内包された。

小学校に附設される「実業補習学校規程」が制定されるのは一八九三（明治26）年であり、実態は農業が中心だった。また、その翌年に「徒弟学校規程」が制定されるが、実態は家政系や伝統産業が中心だった。つまり、今日のような工業高校をイメージできる「工業学校規程」が公布されるのは一八九九（明治32）年なのである。日本人に大きな影響を及ぼした明治教育には職業教育は排除されていた、ともいえるのである（このことについては前著『三大誤解』の6・7章を参照いただきたい）。そのような当時の教育が立身出世観と融合したことになる。

5. 中国は「教育」を日本から逆移入した

先に中国では孟子以降は「教育」の言葉は使われなかつたと紹介した。それでは、近年中国で使用されている「教育」はどうにして使用されるようになったのであらうか。

高橋氏は「学校」等と同じように「教育」も中国から日本に輸入されたとしている。その立場は、「教育」は孟子が初めて用いた言葉を日本でも使用している、とする教育研究者

と同じ論である。しかし、王智新氏によると、中国における「教育」は外来語として、日清戦争「中国名「甲午戦争」一八九四～九五（明治27～28）」以後に日本より逆移入されたという。そのいきさつは次の通りである。

日本は中国と二千年前から交流があり、日本は中国文化を輸入して、中国を師とし、漢字も移入してきた国であった。いわゆる同文の国である。日清戦争が勃発するまでは、中國に比べものにならないほど小さい国として、中国の知識人は日本を見下し「蕞爾三島」（草ぼうぼうのちっぽけな三島へ九州、四国、本州／の意味）「東夷小国」と見て明治維新の意義などは全然理解しようともしなかつた。しかし、日清戦争の結果、大清帝国は後進の日本国に一撃され負けた。洋務運動などで西洋の技術を学び、十数年かかって築き上げた中国の北洋艦隊が全滅し、西洋軍備で武装、訓練された軍隊は、日本軍の攻勢を阻みきれず、全面崩壊してしまった。

日清戦争以降、日本の文化に注目が集まつたのは当然であった。一九一一年末、辛亥革命直後、孫文の要請を受けてドイツから帰国し、初の内閣である中華民国臨時政府の教育総長（文部大臣）になつた蔡元培は大胆な教育改革を行つただけでなく、日本語の学習の意義を強調した。すなわち、「西文（ヨーロッパ言語）の本は高い。しかも、主な著作はほとんど日本語に訳されているから、日本を通じて西洋の本を読むことができる。英、仏、

語などは三、五年かけなければ、マスターできないが、日本語なら半年ぐらいでマスターできるだろう。」と。

また、上海で大同訳書局を設置した梁啓超は、日本語勉強の便利さと即効性をさらに強調した。「英語を学ぶ者は五、六年かけて初めてできる。しかも、最初は障害が多くて、その国の政治学、資生学（経済学のこと）、哲学などの本を読むこと能わず。しかし、日本語を勉強する者は数日にして小成し、数か月にして大成す。日本の学問はことごとく吾がものになる。天下にこれより気持ち良いものがあろうか」と述べた。

以上のように中国での西洋文化の移入は、日本での訳書を利用して行われた。いわば日本ブームとなる。ちょうど宿屋の客引きのように、日本の港に着いた中国からの留学生を自分の学校に入れようとする様子を風刺した漫画が出たほどである。このようにして、当然ながら言葉の上でも「日本的漢字」がはやることになった。

中国でその後使用されるようになつた日本からの「移入」用語が相当数にのぼる。専門用語も多く、王氏が紹介している用語を次頁に紹介している。人文社会科学系で一七四、自然科学系で六五あるが、その中に、「教育」に関係する用語も少なくないことが分かる。このように、中国で今日使われている「教育」は孟子の「教育」ではなく、日本語の「教育」であることがわかる。すなわち、漢字としての中国語（漢語）ではなく、日本語とし

中国が日本から取り入れた新名詞と専門用語 (人文社会科学系)	
社会	政党 政府 民族 階級 哲學 主義 思想 観念 範疇
系統	規範 真理 知識 唯物 唯心 主体 客体 主觀 客觀
具体	抽象 絶対 相対 感性 理性 分析 國際 仲裁 宣戰
侵略	侵犯 協定 動員 事變 公開 申請 引渡 特權 交渉
主權	制裁 取締 出席 投票 表決 否決 判決 傍証 間諜
抗議	法定 行政 議會 議員 議案 革命 改良 改造 法學
法律	法廷 出廷 法人 法則 民法 刑法 警察 自治 批判
拘留	追害 自由 人格 文明 文學 場合 交易 金融 銀行
投資	輸出 輸入 生産 市場 支配 分配 手續 巨頭 封建
直接	間接 古典 現代 訓話 社交 作品 初歩 故意 古典
供給	信号 宣誓 派遣 要素 高潮 低潮 低調 特別 特徵
現金	現象 建築 開放 勞働 組合 主席 総理 反動 代表
立場	左翼 右翼 散文 詩歌 単位 商品 理想 理論 教育
德育	体育 課程 教授 教養 講師 講壇 霸權 半旗 保健
故障	標語 独占 単純 常識 報告 講演 会話 母校 管理
節約	業務 学位 学士 権威 情報 幹部 素質 会計 免許
教科書	代理人 生産力 牽引車 俱樂部 攻守同盟 処女地
生産關係	單行本 所有權 図書館 通貨膨張 形而上学
最後通牒	

また、日本で接尾語に良く用いる「化」、「式」、「性」、「觀」、「學」、「的」等々を付けて多くの複合語等が移入されたという。広田照幸が問題にしている「教育的」なる言葉も日本語であることは間違いない。ただ、氏は「的」にはこだわっているが、「教育」の用語そのものへの疑問は提起していない。

以上のような「教育」を日本人はどう理解しているのであろうか。

6. 各種事辞典における「教育」の定義

それでは、わが国における今日の「教育」の概念について各種の辞事典の定義を見てみよう。言葉と文脈のニュアンスの違いはあるが、基本的に『広辞苑』の定義と類似している。日本人の「教育」についての概念は大同小異であることが分かる。

その中で、極めて不思議なのは、一九九〇年版の『新教育大事典』が「教育」の定義をしていないことである。教育学辞典でありながら「教育」を定義しないということは理解できないことである。ただ、他の「教育学」と名乗った辞典でも同様に「教育」を定義していない辞典があることを考えると、「教育」を定義しないということが日本の教育学のあり方なのであろうか。それで教育が論じられるのだろうか。不思議である。このことは最初に紹介したように「教育基本法」も「学校教育法」も「教育」を定義していないことと関係するのであろうか。

第5章で紹介する福沢が主張した「発育」というような定義をしているのは例外的に『ブリタニカ国際大百科事典』と、『日本国語大辞典』のみである。『ブリタニカ国際大百科事典』は、その事典の原本がアメリカ版なのではないかと想像される。小学館の『日本国語大辞典』の定義は国語辞典としては珍しいことが分かる。

7. 「広辞苑」の「教育」の定義は変化している

「教育」の概念を問題として、「共育」や「協育」、あるいは「脅育」等の「教」の同音語を当てて提案する人もいるが、ここでは「教育」に限定して考えてみよう。

二〇〇一（平成13）年6月19日のNHK総合テレビは「プロジェクトX」として、「広辞苑」の著者である新村出親子の「父と息子・執念燃ゆ大辞典」『広辞苑』二〇万語空前の「言葉探し」を放映した。放送で川端康成が「座右の書」と称して愛用したということが紹介されたように、「広辞苑」への我が国民の信頼は極めて高い。ただ、放送では紹介していないなかつたが、「広辞苑」は戦前に出ていた『辞苑』の改訂版である。今日では第六版であるが、したがって戦前版を含めるとそれは七版めということになる。

それでは国民から信頼されている『広辞苑』における「教育」の定義はどのように変化

しているのかを見て見よう。その第1版（昭和30年5月）は次のようであった。

①教育すること。導いて善良ならしめること。人を教えて知識を開くこと。②「教」(education) 成熟者が未成熟者に、心身の諸性能を発育させる目的で、一定方法により一定期間継続して及ぼす影響。その作用の主体には家庭・学校・社会・国家その他の別がある。

注目すべき事は、戦前版と第一版では「知識を開くこと」が、第一版はさらに「心身の諸性能を発育させる」ことが明記されていることである。このことは松本の「開智学校」の名称を想起させる。また、戦後初期の「教育」の定義に“Education”を併置していることを見ても分かるように、次章に紹介する“Education”的概念と合わせようとしたと考えられる。

改訂の経過による「教育」の定義を見ると第五版の定義と第四版は全く同じであり、第三版もほぼ類似している。また、第三版と第二版の解説内容は異なっているようにも思えるが、その意味するところはほぼ同様であり、第三版の方が短縮されている。そして、第一版と戦前版の「辞苑」の定義が極めて類似している。しかしながら、第二版は第一版の定義と基本的に異なっているのである。

つまり、「教育」の定義は第一版から第二版に改訂されるときに大きく変化している。「広辞苑」の「第二版の序」には、「この十数年間に、国語、国文学の文献学的研究、：：また人類社会の歴史の変転、世界の科学技術の進展も停まるところを知らず、それらの成果と変動と進展をあますところなく吸収し、集約することは……、全く新しい辞典を作るので同じ」と記している。すなわち、第一版が発行された昭和30年から第二版の昭和44年の間に、「教育」に関する社会通念が大幅に変わったことを意味するのである。それは何であろうか。

『近代日本総合年表第一版』（岩波書店）の「学術・教育文化」の欄を見て、「教育」の定義の改訂に特に関係するとと思われるのは、一九五八（昭和33）年7月31日の「文部省、小中学校学習指導要領改訂案を発表（一〇・一官報告示、基準性強化）」という記述である。よく言われる「学習指導要領」がそれまでの「参考試験から法令化」されたことである。その後、高等学校の学習指導要領も同様に法令化される。

この法令化により、学校での指導内容を国が決定し、それを学校では守らなければならぬことになつた。教育内容は行政によって「与えられるもの」となつたのである。極論すれば、子どもの潜在能力を開発するという営み・行為、つまり“キョウイク”は法令違反になつたのである。この、「社会の変転」を「広辞苑」の「教育」は敏感に受

け取り、今日につながる定義に変更した、ということになろう。

しかし、これだけの言葉を集めた辞書を一人の国語学の専門家だけで出来るわけはない。そのため、1100名を越す各専門の研究者が協力している。戦後の初版には教育学研究者の名に宮原誠一氏が上がっている。第二版では仲新氏が上がっている。この「教育」の変化に仲氏が何らかの関係がある、ということは逃れられない。しかし、上に紹介したような「教育」の変化を仲氏だけの責任として追及することは無意味である。なぜなら、「教育」の言葉を用いれば、以後に明らかになるが、このように変化することはその言葉の持つ意味からして必然的であるからである。「まえがき」で紹介したように「教育」には高橋哲哉氏や山崎正和氏も指摘する「国家の統制」的機能が含まれる事になるのである。ところで『広辞苑』に対する辛辣な批判を繰り広げている谷沢・渡部両氏はその中で「教育」については全く触れていない。このことは、『広辞苑』の「教育」の定義がお二人の論理と一致するために批判しなかったのだろう。『広辞苑』の「教育」はお一人には承認されたということである。

『広辞苑』は第六版（1100八年11月）で「望ましい知識・技能・規範などの学習を促進する意図的な働きかけの諸活動。」のように若干の改訂をしているが、40年間変わらなかつた定義を変えるほど今日の教育観が変化しているとは思えない。今日でも先に紹介したように、

第五版までの「教育」に関する定義が日本人の代表的な捉え方なのではなかろうか。「教育」の問題はまさにいりにあるといえよう。

このような「教育」の英訳とされてくる“Education”には果たして同じ意味を持っているのだろうか。このことを次章にて解明してみよう。

（第3章参考文献）

- ・村瀬勉・田中萬年「『教育』と『EDUCATION』との出入り」、「職業大学校紀要B」、2001年3月。
- ・森昭『現代教育学原論』、国士社、1973年。
- ・高橋俊男『漢字と日本人』、文春新書、平成13年。
- ・俵木浩太郎『孔子と教育』、みすず書房、1990年。
- ・小林勝人訳注『孟子（下）』、岩波文庫、1972年。
- ・王智新『近代中日教育思想の比較研究』、勁草書房、1995年。
- ・王智新「中国における近代西洋教育思想の伝播と変容について（一）」、「宮崎公立大学人文学部紀要第7巻第1号」、1999年。
- ・石川謙「教育」、岩波書店『教育学辞典』、昭和11年。

・佐々木質『親と教師が少し樂になる本』、北斗出版、2002年。

・森重雄『モダンのアンスタッシュ』、ペーパーストア、1993年。

・辻新次「学制頒布懐旧談（其一）（其二）」、「教育時論 646号・647号」。

・木村力雄『異文化遍歴者 森有礼』、福村出版、1986年。

・平田論治『教育勅語国際関係史の研究』、風間書房、平成9年。

・稻田正次『教育勅語制定過程の研究』、講談社、1971年3月。

・内閣統計局『明治五年以降我国の人口』、昭和10年。

・『朝日新聞社史 資料編』、1995年。

・福沢諭吉「文明教育論（明治22年）」、山住正巳編『福沢諭吉教育論集』、岩波文庫、1991年。

・立命館大学編『西園寺公望伝 第2巻』、岩波書店、1991年。

・岩井忠熊『西園寺公望』、岩波新書、2003年。

・広田照幸『教育言説の歴史社会学』、名古屋大学出版会、2001年。

・谷沢水一・渡部昇一『広辞苑の歴史』、光文社、2001年。